

令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

居宅・福祉用具共通

**【運営基準等及び介護報酬算
定に関する留意事項】**

目 次

運営基準等及び介護報酬算定に関する留意事項

勤務体制の確保等	1
重要事項の説明及び同意	5
被保険者証及び負担割合証について	5
浜松市の地域密着型サービス及び総合事業の利用について	6
個人情報使用の同意	7
秘密の保持	7

勤務体制の確保等

介護サービス事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておく必要があります。また、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければなりません。

勤務表の作成（原則）

- **事業所(施設)ごと**
- **月ごと**
- 従業員の**日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等**を明確にしてください。

例 居宅介護支援の指定基準

基準 第19条

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

解釈通知 第二の3の(12)

勤務体制の確保

基準第19条は、利用者に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

①指定居宅介護支援**事業所ごと**に、原則として**月ごとの勤務表を作成**し、介護支援専門員については、**日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする**。

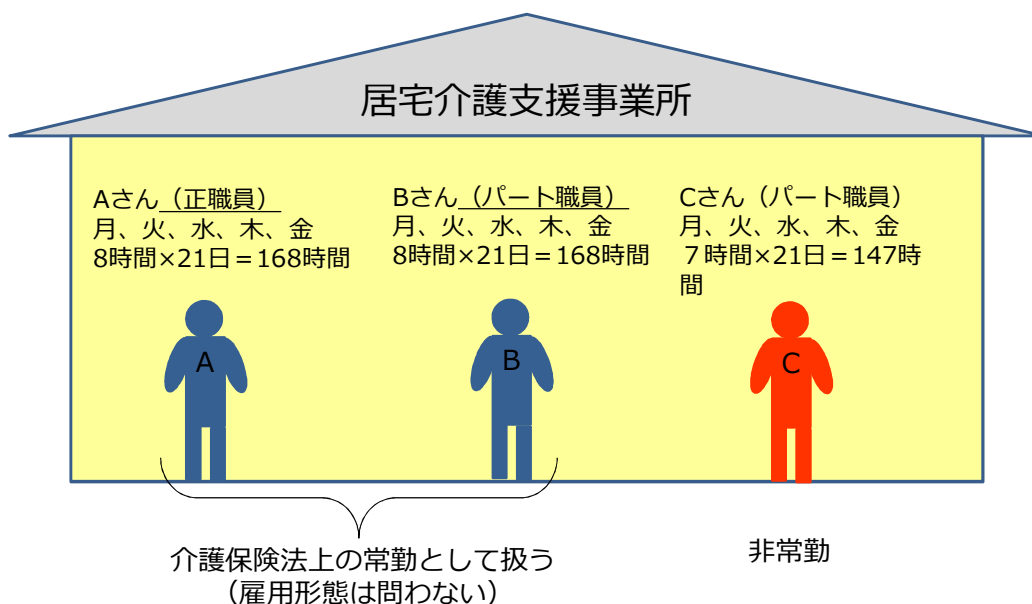
常勤	当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることをいいます。※ また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとされます。
専従	原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。 指定基準等においては、「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」等の表現で記載されています。
兼務	「〇〇の職務を兼ねることができる」、「〇〇の職務に従事することができる」、「〇〇の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる」などの表現で指定基準等に記載されている職種について、当該職種の他に、当該事業所の他の業務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することをいいます。

※ただし、いわゆる育児・介護休業法（平3法律76）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができます。

常勤換算	当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。
勤務延時間	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含みます。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

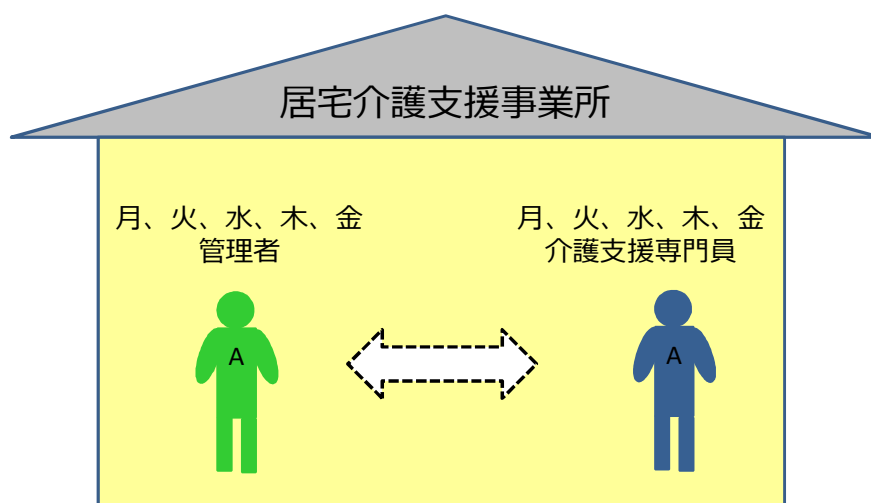
常勤・非常勤（イメージ）

事業所のその月の常勤の従業員が勤務する時間が168時間だった場合



兼務（イメージ）

1人が当該事業所で複数の職務に従事する場合

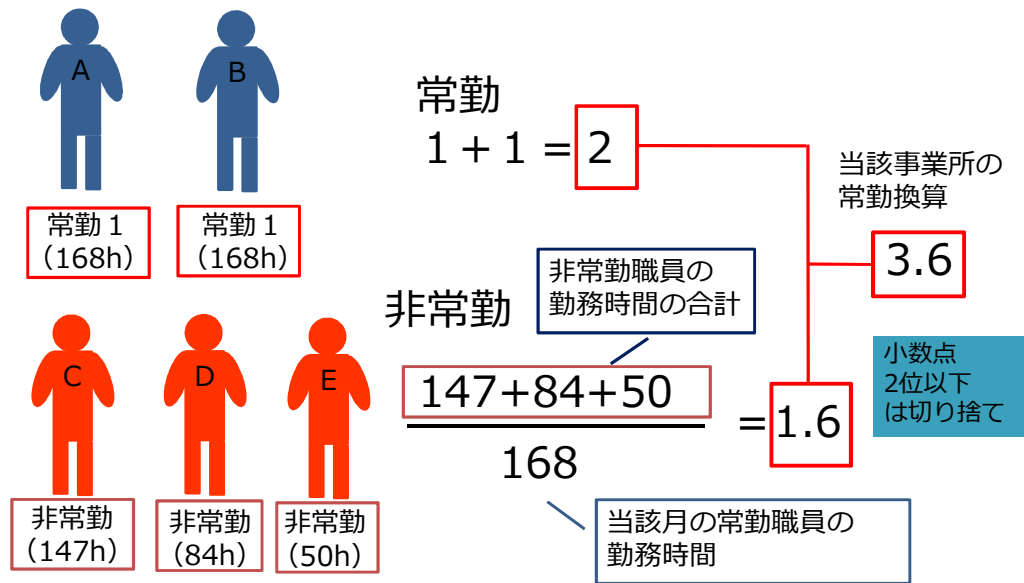


管理者は専らその職務に従事する常勤の者

ただし、管理上**支障がない**場合は、当該事業所の**他の職務に従事することができる**。

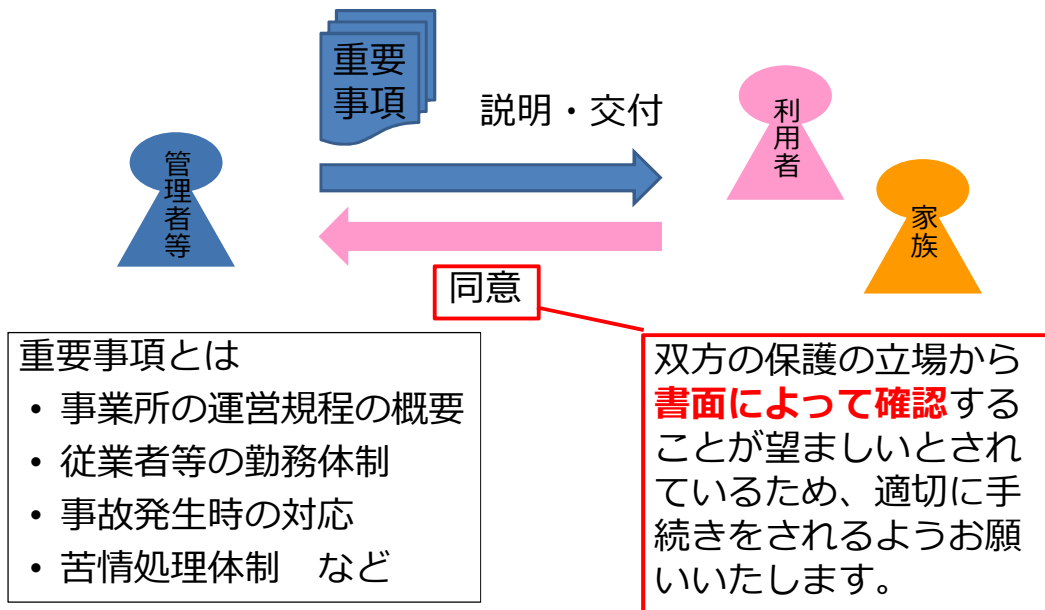
常勤換算（イメージ）

（例） 11月（常勤の勤務時間168時間）の勤務実績

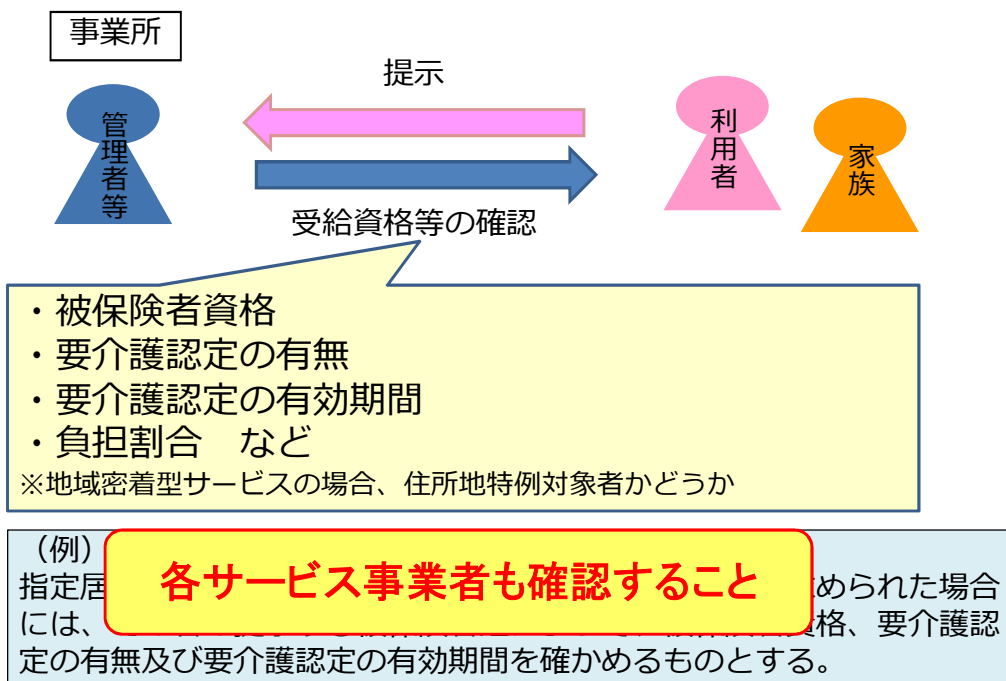


【メモ】

重要事項の説明及び同意



被保険者証及び負担割合証について



浜松市の地域密着型サービス及び 総合事業の利用について

	対象サービス	利用者
地域密着型サービス	定期巡回随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	浜松市の被保険者 又は 住所地特例対象者※
	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	浜松市の被保険者
介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス 介護予防通所サービス など	浜松市の被保険者 又は 住所地特例対象者※

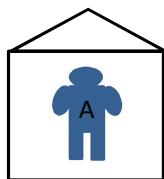
※浜松市内の有料老人ホーム等に住む住所地特例対象者

- ・事業所が他市町村の指定を受けている場合は、他市町村の被保険者も利用できるケースもあります。
- ・他市町村の被保険者からサービス利用の相談があった場合は、あらかじめ保険者である市町村にご相談ください。

住所地特例対象者について

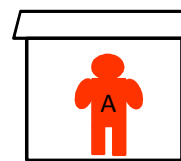
【住所地特例対象者】

X市



Aさんの住所 : X市
Aさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設



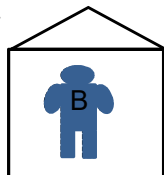
Aさんの住所 : **浜松市**
Aさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設
に転居し、**住所変更する。**

Aさんは住所地特例対象者となり、施設所在地（浜松市）の地域密着型サービスの一部又は総合事業を**利用することができます。**

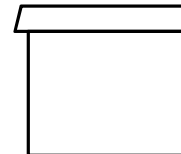
【住所地特例対象者とならないケース】

X市



Bさんの住所 : X市
Bさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設



Bさんの住所 : **X市**
Bさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設
に転居し、**住所変更しない。**

Bさんは、施設所在地（浜松市）の地域密着型サービス及び総合事業を**利用できません。**

個人情報使用の同意

介護サービス事業者は

利用者の個人情報
を用いる場合



利用者の同意を
文書で得る。

(居宅サービス等の場合)

利用者家族の個人情報
を用いる場合



利用者家族の同意を
文書で得る。

不適切な事例

- ・利用者からは個人情報使用の同意を得ているが、その家族の個人情報を使用する場合に**家族の同意を得ていない**。
- ・**同意を文書で得ていない**。

参考情報

個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス (厚生労働省)

秘密の保持

・ 事業所の従業者は

- ① 正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 退職後 も上記の 秘密を漏らしてはならない。

介護サービス事業者は

情報漏えいしない為の措置を講じる必要があります。

(例) 事業者と従業者の雇用契約時に、在職中だけでなく、退職後の秘密保持についても、書面等で取り交わしを行う。